

松徳会奨励金要項 改正

趣 旨

日本女子体育大学の創始者二階堂トクヨ先生は、全人格教育による女子体育指導者の育成を信念とし、自らその教育実践に邁進された。

松徳会は、その遺志を受け継ぎ有能な人材育成のために、優秀と認められた正会員及び準会員に対して奨励金の給付を行う。

1. 名 称

上記の趣旨に則り、松徳会奨励金（以下「奨励金」と称する）とする。

2. 応募資格

松徳会会費を納入している会員・準会員であること。

実技部門の資格者は、本会の会員・準会員で日本女子体育大学の部活に所属していること。ただし、日本女子体育大学の部活動がない場合はこの限りではない。

研究発表、国際大会出場、ダンスコンクール発表等の応募は当該年度の発表に限ること。

3. 資 金

この奨励金の財源は、会員及びその他の寄付金をもって充当する。

4. 給付金対象者及び給付金額

- 1) 財源の状況により、給付対象や給付金額は年度により変動することがある。
- 2) 申請内容について明確に掌握するために、申請者(正会員及び準会員)に対して面接を行う。
- 3) 年間の給付金合計限度額を 800,000 円とし申請者各競技の上位から決定する。
- 4) 給付対象者及び給付金額は、各部門の内容により以下のランクに定める。
- 5) 研究部門：Ⅰ期（研究発表 4 月～9 月）・Ⅱ期（研究発表 10 月～年度末）に区分。
 - (1) A ランク【単独・共同研究での筆頭：論文発表・研究発表を行う】
費用補助として 100,000 円を給付する。
著書・研究論文・研究発表作成のための調査、旅費、雑誌投稿費、出版費用
 - (2) B ランク【単独・共同研究で学内研究機関の論文発表を行う】
費用補助として 80,000 円を給付する。
著書・研究論文・研究発表作成のための調査、旅費、雑誌投稿費、出版費用

- 6) 実技部門(個人): I期(研究発表4月~9月)・II期(研究発表10月~年度末)に区分。
- (1) Aランク【オリンピック・パラリンピック大会の競技種目の国代表として国際大会出場】 費用補助として80,000円を給付する。
 - (2) Bランク【オリンピック・パラリンピック大会以外の競技種目で、国代表として国際大会出場】 費用補助として60,000円を給付する。
国際大会が日本開催の場合はA・Bランクとも半額とする。
- 7) 実技部門(団体): I期(研究発表4月~9月)・II期(研究発表10月~年度末)に区分。
団体の人数により給付金を以下のように定める。
- (1) Aランク【2人~10人】
【オリンピック・パラリンピック大会の競技種目の国代表として国際大会出場】 費用補助として160,000円を給付する。
【オリンピック・パラリンピック大会以外の競技種目の国代表として国際大会出場】 費用補助として130,000円を給付する。
 - (2) Bランク【11人以上】
【オリンピック・パラリンピック大会の競技種目で国代表として国際大会出場】 費用補助として230,000円を給付する。
【オリンピック・パラリンピック大会以外の競技種目の国代表として国際大会出場】 費用補助として180,000円を給付する。
国際大会が日本開催の場合はA・Bランクとも半額とする。
- 8) 国際大会のない種目については、全国大会優勝者またはそれに匹敵する成績が認められた場合は、個人ならびに団体の給付対象となる。但し、その大会またはコンクールの実績があるか否かを審査する。
- 9) 正会員及び準会員のオリンピック・パラリンピック出場決定者には、1人金100,000円をお祝い金として給付する。但し、国内開催のオリンピック・パラリンピックのお祝い金は、そのつど常任理事会または理事会の議を経て決める。

5. 給付者資格

給付資格者は、松徳会会費を納入している正会員及び準会員とする。

6. 給付者数

奨励金給付者数は、その年度において

- 1) 研究部門の給付対象者は、2名または2グループとする。
- 2) 実技部門の給付対象者は、個人・団体の申請者の中から奨励金運営委員会で審査し常任理事会または理事会の議を経て、給付者(個人・団体)を決定する。なお、

同一団体の申請は2グループまでとする。

7. 申請手続き

- 1) 研究部門Ⅰ期・実技部門Ⅰ期の申請手続は、7月教授会において学内理事が公募説明を行い、申請書類の提出を9月10日までに松徳会事務局に提出する。
- 2) 研究部門Ⅱ期・実技部門Ⅱ期の申請手続は、11月教授会において学内理事が公募説明を行い、申請書類の提出を当該年度1月10日までに松徳会事務局に提出する。

8. 審査

受理された申請書類は、松徳会奨励金運営委員会において審査し、常任理事会または理事会の議を経て、松徳会会長が給付者として認定する。

9. 給付の決定通知

- 1) 研究部門Ⅰ期・実技部門Ⅰ期の給付対象者は、11月末日までに会長名で申請者本人宛に書面で通知し、所定の給付金を与える。(給付金は本人の指定口座に振り込む)
- 2) 研究部門Ⅱ期・実技部門Ⅱ期の給付対象者は、当該年度2月10日までに会長名で申請者本人宛に書面で通知し、所定の給付金を与える。(給付金は本人の指定口座に振り込む)

10. 受給者の義務

- 1) 奨励金受給者は、所定の形式により領収書及び誓約書を提出する共に、給付目的を果たすために誠実に努力しなければならない。
研究部門Ⅰ期・Ⅱ期の受給者は、研究論文、研究発表要旨の原稿、発表記録等の報告を次年度の7月21日まで提出するものとする。
- 2) 実技部門Ⅰ期・Ⅱ期の受給者は、大会出場の成績報告を当該年度の2月末日まで提出するものとする。

11. 奨励金運営委員会の設置

松徳会奨励金運営委員会を設置し、別に定める奨励金運営委員会要項により、奨励金の適正な管理運営にあたる。

平成12年4月24日から施行

平成16年4月24日 改訂・施行

平成19年3月24日 改訂・施行

平成 21 年 4 月 18 日 改訂・施行
平成 22 年 4 月 17 日 改訂・施行
平成 27 年 3 月 14 日 改正・施行
平成 28 年 8 月 19 日 改正・施行
平成 29 年 4 月 20 日 改正・施行
平成 30 年 3 月 10 日 改正・施行
平成 31 年 3 月 9 日 改正・施行
令和 3 年 4 月 1 日 改正・施行